



発行 新潟県

第 59 号

平成25年7月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

53 新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則（商業振興課）

告 示

- 924 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 925 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 926 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 927 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 928 種畜証明書の交付をした旨の通報（畜産課）
- 929 保安林の指定（治山課）
- 930 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 931 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 932 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 933 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 934 基本測量の実施通知（監理課）
- 935 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立（河川管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 公聴会の開催の中止（都市政策課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

監査委員告示

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者（監査委員事務局）



新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第53号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後								改正前							
別表第1（第3条、第10条関係）								別表第1（第3条、第10条関係）							
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額	番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	(略)			0.85パーセント	(略)			1	(略)			1.05パーセント	(略)		
(略)								(略)							
2	(略)			0.85パーセント	(略)			2	(略)			1.05パーセント	(略)		
2 の 2	(略)			0.85パーセント	(略)			2 の 2	(略)			1.05パーセント	(略)		
3	(略)	施設集約化事業を行う事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会若しくはこれらの組合員等（組合員又は所属員をいう。以下同じ。）	(略)	0.85パーセント	(略)			3	(略)	施設集約化事業を行う事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、合併会社（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令	(略)	1.05パーセント	(略)		

		ある特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合、企業組合又は協業組合		
(略)				
7	(略)		0.85パーセント	(略)
8	(略)		0.85パーセント	(略)
9	(略)	集団化事業を行う事業協同組合、協同組合連合会又はこれらの組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合	0.85パーセント	(略)
10	(略)		0.85パーセント	(略)
(略)				
13	(略)		0.85パーセント	(略)
14	(略)		0.85パーセント	(略)

(略)				
7	(略)		1.05パーセント	(略)
8	(略)		1.05パーセント	(略)
9	(略)	集団化事業を行う事業協同組合、協同組合連合会又はこれらの組合員等(組合員又は所属員をいう。以下同じ。)である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合	1.05パーセント	(略)
10	(略)		1.05パーセント	(略)
(略)				
13	(略)		1.05パーセント	(略)
14	(略)		1.05パーセント	(略)

	ト		ト	
--	---	--	---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。

告 示

◎新潟県告示第924号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年7月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター柿崎	上越市柿崎区馬正面1159-41ヨシクラビル2階B号室	訪問介護	H25.7.1
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター柿崎	上越市柿崎区馬正面1159-41ヨシクラビル2階B号室	介護予防訪問介護	H25.7.1
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター柿崎	上越市柿崎区馬正面1159-41ヨシクラビル2階B号室	居宅介護支援	H25.7.1
株式会社コロネットとおかまち	十日町市子279番地21	デイサービスコロネットとおかまち	十日町市泉100番地35	通所介護	H25.7.1
株式会社コロネットとおかまち	十日町市子279番地21	デイサービスコロネットとおかまち	十日町市泉100番地35	介護予防通所介護	H25.7.1
株式会社コロネットとおかまち	十日町市子279番地21	ヘルパーセンターコロネットとおかまち	十日町市子279番地21	訪問介護	H25.7.1
株式会社コロネットとおかまち	十日町市子279番地21	ヘルパーセンターコロネットとおかまち	十日町市子279番地21	介護予防訪問介護	H25.7.1
株式会社コロネットとおかまち	十日町市子279番地21	コロネットとおかまち	十日町市子279番地21	居宅介護支援	H25.7.1
株式会社プロフアーマ	魚沼市四日町50番地1	いなほ調剤薬局東店	魚沼市四日町21番地1	居宅療養管理指導	H25.6.1
株式会社プロフアーマ	魚沼市四日町50番地1	いなほ調剤薬局東店	魚沼市四日町21番地1	介護予防居宅療養管理指導	H25.6.1
社会福祉法人長岡三古人福祉会	長岡市福住1丁目7番21号	グループホームけやきの杜	長岡市上野町1059番地2	認知症対応型共同生活介護	H25.6.1
社会福祉法人長岡三古人福祉会	長岡市福住1丁目7番21号	グループホームけやきの杜	長岡市上野町1059番地2	認知症対応型通所介護	H25.6.1

社会福祉法人長岡三老人福祉会	長岡市福住1丁目7番21号	グループホーム けやきの杜	長岡市上野町1059番地2	介護予防認知症対応型共同生活介護	H25.6.1
社会福祉法人長岡三老人福祉会	長岡市福住1丁目7番21号	グループホーム けやきの杜	長岡市上野町1059番地2	介護予防認知症対応型通所介護	H25.6.1
有限会社やまと調剤薬局	南魚沼市浦佐330番地3	やまと調剤薬局	南魚沼市浦佐5278番地24	居宅療養管理指導	H25.6.1
有限会社やまと調剤薬局	南魚沼市浦佐330番地3	やまと調剤薬局	南魚沼市浦佐5278番地24	介護予防居宅療養管理指導	H25.6.1
社会福祉法人八海福祉会	南魚沼市穴地14番地1	雪椿の里デイサービスセンター	南魚沼市穴地14番地1	通所介護	H25.6.30
社会福祉法人八海福祉会	南魚沼市穴地14番地1	雪椿の里ショートステイ	南魚沼市穴地14番地1	短期入所生活介護	H25.6.30
社会福祉法人八海福祉会	南魚沼市穴地14番地1	雪椿の里デイサービスセンター	南魚沼市穴地14番地1	認知症対応型通所介護	H25.6.30
社会福祉法人八海福祉会	南魚沼市穴地14番地1	雪椿の里居宅介護支援事業所	南魚沼市穴地14番地1	居宅介護支援	H25.6.30
社会福祉法人八海福祉会	南魚沼市穴地14番地1	雪椿の里デイサービスセンター	南魚沼市穴地14番地1	介護予防通所介護	H25.6.30
社会福祉法人八海福祉会	南魚沼市穴地14番地1	雪椿の里ショートステイ	南魚沼市穴地14番地1	介護予防短期入所生活介護	H25.6.30
社会福祉法人八海福祉会	南魚沼市穴地14番地1	雪椿の里デイサービスセンター	南魚沼市穴地14番地1	介護予防認知症対応型通所介護	H25.6.30
株式会社S B Fコーポレーション	上越市木田2丁目15-14	ショートステイあさひ	上越市日之出町12番地1	短期入所生活介護	H25.7.1
株式会社S B Fコーポレーション	上越市木田2丁目15-14	ショートステイあさひ	上越市日之出町12番地1	介護予防短期入所生活介護	H25.7.1

◎新潟県告示第925号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年7月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
アイン薬局南本町店	上越市南本町2丁目2番12号	トモエ薬局南本町店	アイン薬局南本町店	H25.6.1
魚沼病院居宅介護支援事業所	小千谷市城内4丁目1番38号	在宅介護支援センター魚沼病院	魚沼病院居宅介護支援事業所	H21.4.1
村上総合病院居宅介護支援事業所	村上市田端町2番17号	在宅介護支援センター村上総合病院	村上総合病院居宅介護支援事業所	H23.7.1
上越総合病院居宅介護支援事業所	上越市大道福田200番地1	上越市大道福田148番地1	上越市大道福田200番地1	H22.6.11
訪問看護ステーションテnder上越	上越市大道福田200番地1	上越市大道福田148番地1	上越市大道福田200番地1	H22.6.11
糸魚川総合病院地域包括支援センター	糸魚川市竹ヶ花457番地1	糸魚川市竹ヶ花418番地1	糸魚川市竹ヶ花457番地1	H24.12.10
居宅介護支援事業所きたはら	十日町市中条己2958番地	十日町市在宅介護支援センターきたはら	居宅介護支援事業所きたはら	H25.6.1
栃尾郷診療所居宅介護支援事業所	長岡市栄町2丁目1番50号	長岡市在宅介護支援センター栃尾郷診療所居宅介護支援事業所	栃尾郷診療所居宅介護支援事業所	H23.4.1
あるぷす南魚沼店	南魚沼市六日町801-9	南魚沼市六日町809-1太陽ビル1F	南魚沼市六日町801-9	H25.7.1
柏崎総合医療センター居宅介護支援事業所	柏崎市北半田2丁目11番3号	刈羽郡総合病院居宅介護支援事業所	柏崎総合医療センター居宅介護支援事業所	H24.4.1

◎新潟県告示第926号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年7月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
株式会社コロネット	富山県富山市清水中町4番1号	ヘルパーセンターコロネット	十日町市子279番地21	訪問介護	H25.6.30
株式会社コロネット	富山県富山市清水中町4番1号	ヘルパーセンターコロネット	十日町市子279番地21	介護予防訪問介護	H25.6.30
株式会社コロネット	富山県富山市清水中町4番1号	デイサービスコロネット	十日町市泉100番地35	通所介護	H25.6.30
株式会社コロネット	富山県富山市清水中町4番1号	デイサービスコロネット	十日町市泉100番地35	介護予防通所介護	H25.6.30
株式会社コロネット	富山県富山市清水中町4番1号	コロネット十日町	十日町市子279番地21	居宅介護支援	H25.6.30

株式会社エム・ビィ	上越市西本町三丁目5番9号	糸魚川薬局	糸魚川市大和川1268番地	居宅療養管理指導	H25.6.30
株式会社エム・ビィ	上越市西本町三丁目5番9号	糸魚川薬局	糸魚川市大和川1268番地	介護予防居宅療養管理指導	H25.6.30
株式会社エム・ビィ	上越市西本町三丁目5番9号	そよかぜ薬局	上越市東雲町1丁目6番13号	居宅療養管理指導	H25.6.30
株式会社エム・ビィ	上越市西本町三丁目5番9号	そよかぜ薬局	上越市東雲町1丁目6番13号	介護予防居宅療養管理指導	H25.6.30

◎新潟県告示第927号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、出雲崎町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成25年7月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
9月9日(月)	午前10時から正午まで	出雲崎町役場裏車庫	出雲崎町全域
9月10日(火)	午後1時から3時30分まで	出雲崎町海岸公民館	
9月11日から平成26年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、31日、1月2日、3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第928号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

平成25年7月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

種畜証明書番号	名前	品種	等級	飼養者の住所・氏名
31215020001	ボルダー コーベ 09 ヤマダ 4-1357	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31215020002	コーベ エクスプレス 08 ヤマダ 2-143	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31215020003	エクスプレス コーベ 09 ヤマダ 1-212	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31215020004	ディッシヤム ナマ サクラ 07 ヤマダ 1-171	バークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男

31215020005	ボルダー コーベ 09 ヤマダ 4-1356	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31215020008	コーベ エクスプレス 08 ヤマダ 2-139	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31215020009	サキ 10 ヤマダ 4-212	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31215020012	アレックス 11 ヤマダ 6-022	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31215020010	エクスプレス マリリン 08 ヤマダ 4-166	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31215020011	エクスプレス コーベ 09 ヤマダ 2-096	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31215020014	ゾック ウルフ 11 ヤマダ 8-069	大ヨークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31315020001	ウルフ ゾック 10 ヤマダ 1-863	大ヨークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31315020002	ウルフ ゾック 10 ヤマダ 1-867	大ヨークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31315020003	コーベ エクスプレス ヤマダBF 7 059-04	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31315020004	コーベ エクスプレス ヤマダBF 7 059-06	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31315020005	ロンス アレクサンダー 11 ヤマダ 3-521	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
10311411243	菊花美 2	黒毛和種	1級	十日町市 十日町農業協同組合
11218446659	奥勝栄	黒毛和種	1級	上越市 新潟県笹ヶ峰放牧場利用組合

◎新潟県告示第929号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年7月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林の所在場所
新潟県佐渡市石名 1227 の 8
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第930号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成25年7月31日から平成25年8月27日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月30日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在 ・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	礪石	農業用排水施設整備 （県単農業農村整備「か んがい排水」）事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	南魚沼市役所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第931号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成25年7月31日から平成25年8月27日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月30日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在 ・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	角畑	農業用排水施設整備 （県単農業農村整備「か んがい排水」）事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	南魚沼市役所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第932号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営中江北部第2地区区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月30日

新潟県上越地域振興局長

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成25年7月31日から平成25年8月27日まで
- 縦覧に供する場所
上越市役所
- その他
 - この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
 - この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起

することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第933号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成25年7月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
新潟市	新潟市西蒲区の地籍図及び地籍簿 矢島、押付の各一部
小千谷市	小千谷市の地籍図及び地籍簿 大字西中、谷内、池ヶ原、池中新田の各一部
村上市	村上市の地籍図及び地籍簿 雷の一部
村上市	村上市の地籍図及び地籍簿 九日市、牧目の各一部
村上市	村上市の地籍図及び地籍簿 関口の一部
燕市	燕市の地籍図及び地籍簿 吉田中町、吉田大保町の各一部
刈羽村	刈羽村の地籍図及び地籍簿 大字滝谷、滝谷新田、入和田の各一部
刈羽村	刈羽村の地籍図及び地籍簿 大字井岡の一部

2 認証年月日

平成25年7月18日

◎新潟県告示第934号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年7月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 平成25年9月1日から平成25年10月31日まで
- 3 作業地域 長岡市 柏崎市 刈羽郡刈羽村

◎新潟県告示第935号

河川法（昭和39年法律167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年7月30日

新潟県三条地域振興局長

- 1 河川の名称
一級河川信濃川水系西川
- 2 河川管理施設の名称または種類
西川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
燕市吉田本町1136番地先から燕市吉田本町22番1地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者 新潟県三条地域振興局長 名古屋 祐三

住所 三条市興野1丁目13番45号

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成25年6月18日から道路の存続する日まで

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用代表端末及びネットワーク機器等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年7月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用代表端末及びネットワーク機器等一式の借上げ
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
ア ラック 平成25年10月15日(火)
イ その他の機器 平成25年11月29日(金)
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間 平成25年7月30日(火)から平成25年8月21日(水)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)
- (3) 問合せ等 入札説明書による。
- (4) 入札説明書の返却
本入札説明書は、入札終了後、速やかに返却すること。
また、一部分でも複写等を行った場合は、当該複写物も含め全て返却すること。
返却は、5(1)イに定める提出場所に持参または当該場所あての配達証明付きの書留郵便により送付する方法とする。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年9月10日(火) 午前10時
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有すること。

とについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成25年7月30日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り)を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 平成25年9月2日(月) 午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班
- ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

- ア 通知日時 平成25年9月6日(金) 午前9時から午後5時まで
- イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用代表端末及びネットワーク機器等一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に105分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の5に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札

- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の5に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用代表端末及びネットワーク機器等一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成25年7月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用パーソナルコンピュータ等一式の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年11月30日（土）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成25年7月30日（火）から平成25年8月16日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成25年9月10日（火）午前11時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成25年7月30日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り)を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 平成25年8月30日(金) 午前9時から午後5時15分まで
- イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班
- ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

- ア 通知日時 平成25年9月6日(金) 午前10時から午後4時まで
- イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げるパーソナルコンピュータ等一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に105分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の5に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の5に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げるパーソナルコンピュータ等一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の停止等

本件調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

LAN-System Personal Computers

(2) Time and place of bidding:

11:00 a.m. 10, September, 2013

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

(3) For more information, contact:

Information Management Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,

Niigata, JAPAN

〒950-8570

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、糸魚川都市計画道路の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成25年7月30日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時
平成25年8月8日（木） 午後2時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
糸魚川市役所 203・204会議室
糸魚川市一の宮1丁目2番5号

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、気管支ビデオスコープについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年7月30日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
気管支ビデオスコープ 2本
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成25年9月30日（月）
 - (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2313
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- 4 入札、開札の日時及び場所
平成25年8月8日（木）午前10時00分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、薬袋プリンタについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年7月30日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

薬袋プリンタ 2式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年9月30日（月）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成25年8月8日(木)午前10時20分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

監査委員告示

◎新潟県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

平成25年7月30日

新潟県監査委員 野上 信子

新潟県監査委員 小林 林一

新潟県監査委員 桜井 甚一

新潟県監査委員 石上 和男

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名 住所

近藤 浩明 東京都杉並区大宮2丁目13番10号

清水 直隆 東京都文京区小石川1丁目14番3-404号

小池 秀昇 新潟県新潟市中央区幸西1丁目3番1-804号

丸山 雅弘 新潟県新潟市中央区下大川前通5ノ町2204番地フェリシア柳都1103号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成25年8月1日から平成26年3月31日まで